

平成 25 年度事業結果報告書

社会福祉法人岐協福祉会

概 要

社会福祉法人岐協福祉会は、昨年度に大洞岐協苑開設 20 周年の節目を迎え、平成 25 年度は「新たな 20 年」の第一歩として、岐阜市地域包括支援センター東部の受託経営を開始し、岐阜市東部地域における真の総合福祉拠点としてスタートをきりました。

運営面では、新規事業（岐阜市地域包括支援センター東部の受託経営）に関連する諸経費、グループホーム大洞岐協苑の介護支援専門員欠員に伴う介護報酬減額、日野岐協苑の落雷事故（平成 25 年 9 月）による施設整備費の支出、大洞岐協苑の高圧受電設備の修繕費の支出もありましたが、経常活動収支では法人全体で 1 億円の収支差額があり、運営費等積立及び減価償却額積立へ所要額を積み立てました。

県の事業である「緊急雇用創出基金事業」にて介護雇用プログラム職員（介護職員初任者研修コース）を 5 名採用し、人材の育成と介護実務を学んでいただきました。

また、職員研修については、新人研修・安全衛生教育・月例苑内研修・外部研修・海外研修への参加等を実施し、職員の介護技術・接遇技術・資質向上を図りサービスの質の向上に努めました。

1 本部事業

（1）大洞岐協苑における介護保険指定事業及び受託事業

介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業、通所介護及び介護予防通所介護事業、訪問介護及び介護予防訪問介護事業、居宅介護支援事業、並びに地域密着型サービスたる認知症対応型共同生活介護事業、介護予防認知症対応型共同生活介護事業及び軽費老人ホームであるケアハウスの運営を実施し、適切な事業運営を行なった。また、地域包括支援センターから介護予防サービス利用希望者のケアプラン作成業務、岐阜市から介護認定調査業務を受託し、地域に密着した事業の推進に努めました。

平成 25 年 4 月から岐阜市地域包括支援センター東部を受託開始し、窓口相談業務・出張相談所（バロー芥見店・岩田店）での相談業務・権利擁護業務など、在宅高齢者に対する包括的支援事業及び自立支援業務を積極的に行いました。

（2）介護付有料老人ホーム日野岐協苑における地域密着型特定施設入所者生活介護事業及び短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業が 5 年目に入り、安定した利用が行われるようになった。また、岐阜市中心部近郊に多様な新規施設が続いて開設する情勢ではあったが、介護付有料老人ホームでは、ほぼ満床状態が維持され、短

期入所事業においても昨年度を若干上回る 83.5%の利用状況となりました。

(3) 地域福祉の機能強化

軽費老人ホーム（ケアハウス）及び地域交流スペースを活用し、岐阜市社会福祉協議会が主催する介護予防教室の開催、ボランティアグループ及び地域の各種団体等による交流行事を行った。

また、地域高齢者の「生きがい就労」支援として、Sパート枠（短時間の間接介護業務）を企画し、平成25年12月の説明会を経て、平成26年2月より試験的な実施を行なった。

(4) 理事会

平成25年9月11日に理事・監事の任期が満了したが、全ての理事・監事が再任となり、市橋理事長が再任された。

また、平成25年11月18日に矢島監事がご逝去され、後任に多田喜代則監事が委嘱された。

- ① 平成25年5月28日（火）午後1時30分 出席理事6名・監事1名
- ② 平成25年8月28日（水）午後1時30分 出席理事7名・監事1名
- ③ 平成25年9月12日（木）午後1時30分 出席理事7名・監事1名
- ④ 平成25年12月24日（火） 午後1時30分
出席理事7名（書面表決者2名）・監事1名
- ⑤ 平成26年3月28日（金） 午後1時00分
出席理事6名（書面表決者1名）・監事2名

(5) 監事会

平成25年5月24日（金） 午前10時00分 出席監事 2名、理事 1名

(6) 評議員会

平成25年9月11日に評議員の任期が満了したが、全ての評議員が再任となった。

また、平成25年12月の監事交代に伴い、多田喜代則氏が評議員を辞任し監事に選任され、新たに山田正行評議員が委嘱された。

- ① 平成25年5月28日（火）午前10時30分 出席評議員12名・監事1名
- ② 平成25年8月28日（水）午前10時30分 出席評議員14名・監事1名
- ③ 平成25年12月24日（火） 午前10時30分
出席評議員15名・監事1名
- ④ 平成26年3月28日（金） 午前10時00分
出席評議員12名・監事2名

(7) 岐阜労働基準監督署の安全衛生指導

平成25年7月9日に実施され、安全衛生管理体制及び労働災害事故予防活動について指導を受けた。平成26年8月8日に改善報告書を提出し、安全衛生教育と事故予防活動の徹底を図った。

(8) 岐阜北税務署の調査

平成25年8月22日・23日に実施され、源泉徴収簿等について調査があり、会議日当についての所得税の取扱い、敬老会等のアトラクションの謝礼についての源泉、中途入社職員の扶養控除申告書及び前職での給与確認について指摘を受けました。指摘を受け、適切な処理を実施するように努めた。

(9) 施設等の整備状況

平成25年7月、特別養護老人ホーム正面玄関の自動ドアをナンバーロック式からワンプッシュ式へと交換した。安全対策としてのナンバーロック式であったが、閉鎖的であり、岐阜市地域包括支援センター東部が設置されたことによる来苑者増加から交換工事を実施した。

平成25年9月4日(水)16時頃に日野岐協苑の屋上に設置するキュービクル式高圧受電設備に雷が直撃し全館が停電しました。電源復旧に5時間ほどを要し、点検の結果、多くの電気関連設備(キュービクルのVCB・テレビ共聴設備・扉の電気ロックシステム・給水ポンプ・自動消火装置・パソコン接続システムなど)の修繕が必要となり、施設の設備全般が完全復旧するまで3週間を要しました。

また、大洞岐協苑においても定期的な電気設備点検にて、電気引き込み開閉器の経年劣化及びキュービクル式高圧受電設備の真空遮断機(VCB)が不良であるとの指摘を受けたため、平成25年10月31日(木)に部品交換の修繕工事を実施しました。なお、修繕工事には4時間の全館停電が必要であったため、入苑者及び利用者へのサービスに十分配慮し、安全に実施することが出来ました。

そのほか、経年劣化に伴う故障等は、その都度の対応にて部品交換や補修を実施した。また、訪問介護事業所の訪問用軽自動車は購入から14年が経過し、経年劣化に伴う故障も続いていたので廃車とし、新しく訪問用軽自動車を購入しました。

社会福祉事業

特別養護老人ホーム大洞岐協苑事業結果報告書

介護保険指定 岐阜県指定 第2170100305号

概要

特別養護老人ホーム大洞岐協苑が行う指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画(ケアプラン)に基づき、入浴や排泄、食事、相談など日常生活上の生活支援、機能訓練等施

設サービスの適切な運営を確保するとともに、要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助に努めた。また、生きがいを持って生活が出来るように個別ニーズの把握に努め、ニーズに即した処遇の充実を図った。

入所に関しては、入院後の再入所について、回復状態を早期に見極めるとともに、難しい方に対してはカンファレンスを開催し再入所について話し合った。また、入所申込者に対して面接を実施し、常に入所待機者を5名以上確保する対策を講じ、入所申込者が少しでも早く入所ができる対応に努めた結果、空床期間の減少につながった。

また、10月の精神科医の診察が1回であったため、精神科医療養指導加算の加算要件を満たさないため加算の算定行なえず、10月については報酬減となった。

1 テーマ及び重点目標を掲げ、施設サービスの適切な運営の確保等に努めた。

(1) 平成25年度のテーマ

入苑者は、「心、体、頭」トータルで健康に生活できるように職員と協力していく。職員は、「新しい20年に向かって新鮮な気持ちで、入苑者の生活を豊かにする工夫を担当者が中心になって取り組んでいく。」

上記テーマに向かい、入苑者、職員一同達成できるよう努めた。

(2) 重点目標

歯科医と相談しながら、口腔機能の改善を図り、誤嚥性肺炎のリスクの軽減に努めた。従来型特養の良い部分を考えながら、更に向上するように日々関心を持って行動した。

2 入苑者の処遇についての実施事項

(1) 施設サービス計画

施設サービス計画の作成に当たっては、入苑者及びその家族の希望並びに入苑者の持っている課題の把握に努め作成した。また、多職種協同でカンファレンスを行い、適切なサービスを提供した。

(2) 介護サービス

施設サービス計画に基づき、入苑者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び入苑者の心身の状況に応じた適切なサービスの提供に努めた。介護の基本に立ち返り、共感と傾聴を基本としケアワーカーとしての時代に応じたスキルアップと資質向上に努めた。

① 1週間に2回以上、その状態に応じた適切な方法により、入浴及び清拭又は部分浴を実施した。

② 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行った。

③ おむつの使用者には、形態別おむつの使用、随時交換など適切な介助を行った。また、外部研修である介護力向上委員会を活用し「オムツ0」に向けての活動に取り組み始めた。

④ 口腔ケアは訪問歯科医のアドバイスを受けて、目標を設定しながら個別対応した。

- ⑤ 離床、着替え、整容等の介護を適切に行った。
- ⑥ 入苑者の身の周りの整理整頓に努めるとともに、室内の換気及び温度調整に注意を払う等、よりよい生活環境の確保に努めた。
- ⑦ 衣類の洗濯を適切に行う等、常に清潔なものを用いるよう注意を払った。

(3) 機能訓練

入苑者の誰もが、毎日気持ち良く、楽しく、笑顔でいられるよう、その健康状態及び運動能力を把握し、可能なかぎり機能の維持及び改善並びに健康の維持増進を図り、QOL（生活の質）の向上を目指し、医師・機能訓練指導員・看護職員等との連携を密にし、機能訓練を実施した。岐阜市実地指導（平成25年12月）より、機能訓練計画の3ヶ月ごとの利用者及び家族への説明について指摘があり、確実に実施するよう改善を図った。

(4) 食事サービス

刻み食やソフト食により安全な食事の摂取を図るとともに、多職種との連携により誤嚥の防止に努めた。利用者満足度アップのため、新しいメニュー提案と嗜好調査を実施しニーズの把握とリスクの改善、職員の意識向上を図り、栄養アセスメントの内容を充実させる取り組みを進めた。委託事業所と連携し、月ごとの目標を決めて実行、献立会議の実施、手洗いの徹底による衛生面の向上、調理技術の向上及び作業工程の合理化を図った。摂取状況を観察し、管理栄養士、看護・介護職員との連携を図り適切な食事の提供を図った。

- ① 摂取困難な入苑者に対しては、食事形態の変更等を図った。
- ② 朝食は、個人のニーズに対応できるよう洋風・和風の献立を提供した。
- ③ 個人の好みに合わせて代替品を提供した。
- ④ 昼食には、2ヶ月に1回バイキング方式の食事を提供した。
- ⑤ 昼食には、週1回選択できる食事を提供した。
- ⑥ 「おやつ」は、昔懐かしい「手作りおやつ」を月3回以上提供した。
- ⑦ 食欲が増進する彩りと盛り付けに配慮した。

(5) 健康管理

入苑者の多様な疾患の実態を把握し、また家族や入苑者のニーズにこたえることができるよう、介護職員等と協働し、健康の保持増進を図るとともに疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、常に嘱託医その他かかりつけ医、家族等との連携を図る、そのほか、必要に応じ専門の医療機関の診察を受け健康管理に万全を期しました。また、感染症である疥癬の患者が4名発生したが、徹底した感染予防及び対応の見直しを行ったことで、感染の拡大が防止でき早期に治癒することができた。

① 嘱託医の診察

内科 週2回実施（月・金曜日）

精神科	隔週（金曜日）		
訪問歯科	週 1 回実施（水曜日）		
② 健康診断	年 1 回実施（胸部レントゲン、心電図、血液検査）		
③ 体重測定	月 1 回実施		
④ 予防接種	インフルエンザ予防接種を実施		
⑤ 職員の健康管理			
健康診断	夜勤勤務職員	年 2 回実施	その他の職員 年 1 回実施
検便	直接処遇職員	年 2 回実施	その他の職員 年 1 回実施

3 会議等

（1）職員会議

月 1 回開催し、施設全体に共通する事業の行事、サークル活動、レクリエーション及び種々の課題等について協議し、月間及び年間計画の企画若しくは実施について、検討を加え効果的な推進を図った。

（2）各事業責任者会議

月 1 回開催し、各事業所における諸問題について協議し、各事業所間の連携強化を図った。

（3）主任者等会議

特養会議に名称を変更し、昨年度までの隔月開催から毎月開催へと変更し、フロアーでの検討課題についてより蜜に検討した。

（4）介護職員会議

月 1 回開催し、業務に携わる基本的な看護、介護、栄養等の知識・技術について、研究あるいは意見交換を行い処遇の万全を期した。

（5）ケアカンファレンス

介護職員、看護職員、相談員、栄養士から委員を選び月 2 回開催し、あらかじめ整理された入苑者・家族のニーズ、入苑者に関する情報等に基づき、個別の処遇方針を踏まえ、入苑者一人ひとりの身体的、心理的、社会的な個別事情を考慮し、処遇の充実を図るとともに、提供された情報の総合的な評価、見直しを行った。

（6）給食委員会

各職種より委員を選び月 1 回開催し、食事や行事等に対する意見交換を行うとともに、担当委員から嗜好調査、残菜調査及び摂取状況等の報告を受け、よりおいしく、食べやすい食事を提供できるよう検討を行った。

（7）広報委員会

職員の資質の向上を目指し、施設の運営状況、入苑者の近況及び各種行事等の情報を職員に周知するとともに、家族及びボランティア等にもこの情報を発信するため、広報機関紙「ほほえみ」を 8 月、1 月の年 2 回発行した。

(8) 行事委員会

入苑者の特性を十分把握し、趣味や興味を重視した計画を策定し、実施した。また、個々の身体状況や日課を考慮しつつ、活動しやすい時間を設定した。

(9) 身体拘束改善委員会

入苑者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化しない意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めるため、年4回実施した。なお、やむを得ず身体拘束を実施しているときには月1回実施した。岐阜市実地指導（平成25年12月）より経過記録、説明同意に不十分さが見られるとの指摘を受け、見直し・改善を図った。

(10) 事故防止委員会

入苑者の事故を未然に防ぐために、個々のリスク・アセスメントを行うとともにヒヤリ・ハット、事故事例を集計するなど分析し、事故が1件でも少なくなるよう年4回実施した。また、必要時はその都度実施した。

(11) 感染症対策委員会

苑内での感染症による感染を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速で適切な対応を図ることができるよう努めた。年4回実施した。また、必要時はその都度実施した。

(12) 入苑者懇談会 年3回実施（4・8・12月）

入苑者の処遇の向上を図るため、入苑者代表と職員が意見交換を行った。12月は場所を2階食堂スペースで行うなどの工夫も行った。

(13) 家族会議

年1回実施し、家族へ情報提供行くと共に意見交換を行った。

(14) 安全衛生委員会

職場の安全衛生について、年12回開催した。

(15) 優先入苑検討委員会

優先入所の申し込みは年14件あったが、12件は優先入所の基準点数に満たない相談であった。優先入所の基準点数を満たした2件については、優先入苑検討委員会をそれぞれ開催し、その結果、優先入所適当と判断し待機者名簿の上位とした。

4 研 修

介護職員等の資質の向上を図るため、苑内外研修に積極的に参加しました。

- ① 苑内研修 新人研修、処遇研修、接遇研修等を実施した。
- ② 苑内研修は年間予定に沿って年11回実施した。
- ③ 苑外研修は各機関が実施する研修会に多数参加した。
- ④ 介護職員等は自主研修に努めた。
- ⑤ 資格取得のための「介護福祉士勉強会」「介護支援専門員勉強会」を月2回程度行なった。

5 非常災害対策

入苑者の安全を図るため、避難救出訓練を年2回実施するとともに、消防設備の保全及び整備点検に努めた。10月には消防立ち入り検査が行われたが、特に指摘事項はなかった。また、大規模災害に備えて非常食を3日分常備している。

6 建物及び設備管理

建物及び設備等の保守点検を定期的に実施し、安心・安全な環境を整えた。また、よりよい生活環境の確保を図るため、11月から苑外の園芸活動、清掃活動の活発化、苑内、特に居室内の清掃を徹底して行った。また苑内・苑外の消毒、苑内の床ワックスの実施など生活環境の向上に努めた。

特別養護老人ホーム大洞岐協苑短期入所生活介護事業結果報告書

介護保険指定 岐阜県指定 第2170100305号

概要

要介護状態等となった高齢者に対し、安全かつ快適に施設を利用していただくために利用者本位の生活づくりを目指し、施設において日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、高齢者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、新規利用者の拡大、利用稼働率の向上に努める事が出来た。

そのために、地域の期待やニーズに応え、安心して在宅生活が送れるよう、利用者一人ひとりに誠意をもって対応が出来た。

1 介護サービス

- ① 居宅サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者の心身の状況に応じ適切なサービスの提供を行った。
- ② 利用者に対し、1週間に2回以上その状態に応じ適切な方法により入浴、清拭及び部分浴を実施した。
- ③ 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行った。
- ④ おむつの使用者には、形態別おむつ使用、随時交換など適切な介助を行った。
- ⑤ 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に行った。
- ⑥ 入苑者の身の周りの整理整頓に努め、室内の換気、温度調整に注意を払い、落ち着いた環境空間を提供した。
- ⑦ 衣類は清潔に心掛け、洗濯を適切に行った。
- ⑧ 心身の状況等を踏まえ、必要に応じて生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う事が出来た。

2 食事サービス

- ① 摂取状況を観察し、栄養士、看護職員との連携を図り適切な食事の提供を図る事が出来た。
- ② 摂取困難な入苑者に対しては、食事形態の変更等を図る事が出来た。
- ③ 朝食は、洋式・和式の献立を提供し、個人のニーズに合わせる事が出来た。

3 健康管理

利用者の健康の保持増進を図るとともに疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、必要に応じ主治医又は嘱託医との連携を図る等、健康管理に万全を期す事が出来た。

老人デイサービスセンター大洞岐協苑事業結果報告書

介護保険指定 岐阜県指定 第2170100792号

概要

指定居宅サービスである通所介護事業の適正な運営を確保するとともに、要介護状態等にある高齢者等に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の生活指導及び介護サービスを行い、利用者が社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る事が出来た。

また、介護予防サービスは「日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い」軽度者の状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービス提供の推進に努める事が出来た。土曜日の営業に関してはほぼ毎回15名を超えた利用があり、ニーズの把握と実施に努める事が出来た。

午後のレクリエーション活動の開始前及び帰り前に、音楽に合わせたリハビリ体操を行い、利用者の筋力低下予防に努めた。

1 通所介護事業

(1) 通所介護計画

サービス提供の開始に際しては、居宅サービス計画に沿って利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を踏まえ、機能訓練等の目標、サービスの具体的な内容を盛り込んだ通所介護計画を作成し、適切なサービスの提供に努めた。また、利用者の利用状況をモニタリングし、家族、ケアマネージャーへの報告・連絡に努めた。

(2) 通所介護の内容

① 生活指導（相談援助）

日常生活相談及び介護保険適用サービス相談を適切に行った。

② 介護サービス

移動、入浴、食事、排泄等の介助及び見守り等のサービスを行った。

③ 健康状態の確認

心身の健康状態等体調の継続的な観察及び確認。体調不良時には、主治医、家族・ケアマネージャーとの連携と適切な対応を行った。

④ 食事

利用者への栄養価と嗜好をもとに、個人の健康状態に配慮した食事の提供と食事中の見守りと介助及び選択メニューによる自己選択の推進を行った。

⑤ 入浴

身体状況や体調に合わせて浴前・浴中・浴後の適切な介助・介護、特殊浴槽又は一般浴槽により入浴又は入浴できない方へは清拭・更衣を行った。

⑥ 送迎

リフト付きバス等による送迎を主として実施しているが、家庭事情を考慮し、それぞれの事情に応じて時間を調整し、ヘルパー等と連携を図り、個々のニーズに合わせた送迎及び安全な運行に努めた。

また、交通法令の遵守に努めスクールゾーン等の通行許可書等の取得を行った。

⑦ 機能訓練

利用者の健康状態及び運動能力を把握し、可能な限り機能の維持及び改善並びに健康の維持増進を図るため、機能訓練指導員、看護師等との連携を密にしQOL（生活の質）の向上を目指し、機能訓練を実施した。

⑧ 余暇活動

利用者間の交流を促進し、楽しみながら参加できるレクリエーション活動や創作活動を計画的に実施した。

また、個々の個性や創作意欲を尊重しゲーム等の機器を利用者様自ら手作りし、ゲーム行事を行う事が出来た。

2 介護予防通所介護事業

軽度者（要支援1・要支援2）の状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービスを提供し、要支援状態の維持・改善に努めた。

3 介護予防・日常生活支援総合事業

平成25年8月より岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業デイサービス事業を受託したが、利用の相談なく実績は無かった。

平成25年度 大洞岐協苑訪問介護事業結果報告書

介護保険指定 岐阜県指定 第2170101139号

概要

要介護状態等となった高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に安心して、安全に暮らせるよう精神面の支援を含め、身体介護、生活援助等生活全般にわたる援助を行う事が出来た。

また、職員は仕事に誇りを持ち、常に利用者の気持ちを考えながら自立支援に努め、チームで訪問介護に当たるため、業務の内容や手順、留意点を良く確認して、職員間の連携を密にし、かかわる全てのヘルパーが統一した方法で介護サービスを提供できるように努めた。特に、登録ヘルパーとの連携強化は重要で、登録ヘルパーの資質向上のため研修の機会の確保に努める事が出来た。

1 訪問介護事業

(1) 身体介護中心型

- ① 食事介助 嚥下や水分摂取状態に注意しながら介助を行った。
- ② 入浴介助 身体状態に合わせ、入浴及び清拭、洗髪を行った。
- ③ 排泄介助 トイレへの誘導、おむつ交換などを適切に実施した。
- ④ 口腔ケア 食事後、口腔等の清潔保持のためブラッシングや義歯の手入れを行った。
- ⑤ 体位変換 自力で思うように体が動かせない方が床ずれを作らないよう、体の向きを変えた。
- ⑥ 衣類交換 着替えの準備や衣類の交換を行った。

(2) 生活援助中心型

- ① 買物 調理に必要なもの、その他生活に必要な物品の買物を行った。
- ② 調理 嗜好に合わせた献立による調理を行い、食事の準備、後片付けを行った。
- ③ 掃除 生活環境を整え、清潔が保てるよう掃除を行った。
- ④ 洗濯 生活環境を整え、衛生が保てるよう着替え等衣類の洗濯を行った。
- ⑤ 寝具の整理 シーツ交換、布団干し、ベッドメイキング等寝具の衛生保持を行った。
- ⑥ ゴミ出し ゴミを取りまとめ、地域の指定場所へ出した。
- ⑦ 相談助言 悩みなど拝聴し、関係者に報告した。

2 介護予防訪問介護事業

予防給付の訪問介護の対象者については、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なケアマネジメントに基づきサービスを提供出来た。

3 介護予防・日常生活支援総合事業

平成25年8月より岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業ホームヘルプ事業を受託したが、利用の相談なく実績は無かった。

4 有償サービス

介護保険で対応できない内容のサービス（病院付添、窓拭き、庭の手入れ等）の支援を行った。

概要

グループホーム大洞岐協苑が行う認知症対応型共同生活介護事業は、要介護者であって認知症の状態にある者に対し、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行った。また、「自分でできることは自分で行なう」との援助姿勢でケアを行なった。入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、季節感を大切にしたい心地よい日常生活を提供しました。平成25年度は、優しく暖かな対応と言葉使いを基本に介護を実施した。また、日課に転倒防止のための体力づくりとして散歩及び体操を取り入れ、食事は薄味、低糖などの健康に留意したバランスの良いメニューを提供しました。

地域にて開催される「ふれあいサロン」へ積極的に参加し、地域とのかかわりを大切にしました。

また、介護支援専門員の退職に伴い7月から9月の期間が未配置となり、その3ヶ月間は介護報酬の減算対象となりました。

1 サービスの取扱方針

- (1) サービスは、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう入居者の心身の状況を踏まえて行なった。
- (2) サービスは、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮し実施した。
- (3) サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないよう努めた。

2 介護計画（ケアプラン）

介護計画は、計画作成担当者（介護支援専門員）が作成し、介護計画の作成に当たっては、入居者の心身の状況、希望及び環境を踏まえ具体的な内容とした。

3 介護サービス

サービスの提供に当たっては、介護計画に基づき入居者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう適切に行い、食事及び家事などは入居者と職員が協働で行なうよう努めた。

4 健康管理

入居者の多様な疾患の実態を把握し、健康の保持増進を図るとともに、疾病予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、健康管理に万全を期した。特に、入居者の主治医とスタッフの連絡を密に実施した。

日常的に相談に応じ、食事摂取量や排泄状況の確認及び記録を実施し、週あたり2回

の血圧測定と月あたり1回の体重測定を行い健康管理に努めた。また、冬期を迎える11月にインフルエンザ予防接種を実施した。

5 自己評価及び外部評価

グループホームの現状を多角的に分析し、改善を図りサービスの質を一層高めるため、自己評価を実施した。また、9月に第三者による外部評価を受けた。

6 運営推進会議

地域住民又は自発的な地域活動との連携及び協力を行なうなど、地域との交流を深める目的にて運営推進会議を平成25年11月、平成26年1月、3月に開催し、各回とも家族2名の参加があった。

7 非常災害対策

入居者の安全を図るため、施設防火管理規程に従って、避難訓練を6月、12月に実施しました。また、消防設備の保全及び整備点検に努めました。

平成25年度 ケアハウス大洞岐協苑事業結果報告書

概要

軽費老人ホームケアハウスは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者等に対し、住居の提供を行った。

また、入居者の自主性を尊重し、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助など職員間の連携体制を確立し処遇に万全を期するよう努めた。

1 サービスの提供

(1) 入居者に対して、親身になって相談に応ずるとともに適切な助言を行い、必要に応じて行政及び居宅介護サービス等の実施者と十分な連携をとり積極的な援助を行った。また、高齢化・重度化傾向を考慮し、新たなサービスとして薬の服用援助を行った。

(2) 入居者に対し毎日3食を栄養士の献立に基づき栄養バランスに留意し食事の提供を行った。嗜好調査を半年ごとに行い、副食の代替え変更に対応した。

(3) 月曜日から土曜日まで大浴場を開放し、入居者の清潔に意を用いた。

2 生活の援助

入居者に対し、日常生活を楽しく明るく心豊かに生活できるよう、編み物、絵手紙、生け花、麻雀、新たな取り組みとして昔遊びサークル、カラオケへの参加促進を図った。また、遠足や外出ツアーなどの苑外活動を増やし、自立への援助とともに共同生活への理解を深めた。そのほか、旅行会社のバス旅行、F C岐阜キャラバン体操教室、地域で開催される介護予防教室への参加など自立生活の促進を図ることができた。

3 健康管理

入居者の身体状況を把握し、健康の保持増進を図るとともに、疾病予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、必要に応じ専門医の診察を受けるよう指示する等、健康管理に万全を期した。また、心身機能の低下が見られる方へは、介護サービス利用等の助言を行い、安定した生活が送れるよう努めた。

平成25年度 日野岐協苑短期入所生活介護事業結果報告書

介護保険指定 岐阜県指定 第2170105064号

概要

介護付有料老人ホーム日野岐協苑が行う短期入所生活介護事業の運営を確保するとともに、要介護状態等となった高齢者に対し、施設において日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、高齢者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図った。

1 介護サービス

- (1) 居宅サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者の心身の状況に応じ適切なサービスの提供を図った。
- (2) 利用者に対し、1週間に2回以上その状態に応じた適切な方法により、入浴及び清拭又は部分浴を実施した。
- (3) 排泄の自立について必要な援助に努めた。トイレでの排泄を基本とし、随時・定時のトイレ誘導を行った。おむつの使用者には、おむつ交換を適切に実施した。
- (4) 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に実施した。
- (5) 利用者の身の周りの整理整頓に努めるとともに、室内の換気、室温の調整に十分注意を払う等、よりよい生活環境の確保に努めた。
- (6) 寝間着、下着類の洗濯に努め、常に清潔なものを着用するよう注意をした。
- (7) 利用者の訴えを傾聴し、悩みや不安に対しての相談、励ましを行うと共に、安心して利用ができる環境づくりをおこなった。
- (8) 利用中の状態について、家族・ケアマネに報告し安心していただくと共に、要望について聞き取り、満足度を意識したケアを行った。

2 機能訓練

利用者の健康状態及び運動能力を把握し、可能な限り機能の維持及び改善並びに健康の維持増進を図り、利用者が家庭に戻ってからも安全に生活できるよう、医師、看護師、介護職員等との連携を密に、機能訓練を行った。

3 食事サービス

- (1) 摂取状況を観察するとともに、栄養士、看護職員、介護職員間の連携を密にし、適切な食事の提供を図った。
- (2) 咀嚼・嚥下機能低下防止の為に毎食前の嚥下体操や口腔内の清潔を保つよう毎食後

の口腔ケアを行った。摂取が困難な入苑者に対しては、食事形態の変更を図る等、誤嚥事故を防止する取り組みを行った。

- (3) 利用者の嗜好を調査し、食の「楽しみ」となる行事食や隔月で手作りおやつ企画・実施を行った。

4 健康管理

- (1) 利用者の多様な疾患の実態を把握し、健康の維持を図るとともに、疾病予防、異常の早期発見と健康状態の把握に努め、家族との連携を密にし、主治医と連携をとるほか、必要に応じ専門医の診察を受ける等、健康管理に万全を期した。
- (2) 利用者の体調不良、事故などについて、家族・居宅支援事業所との連携を取り合い、情報の共有に努め、速やかに適切な対応を行った。

5 その他

- (1) 平成25年6月に退所日間違いにより、家族不在の自宅に送り長時間そのままの状態とする事故を起こした。事故を受け、入所退所管理を徹底的に見直し、再発防止に努めた。
- (2) カラオケ機器を導入し、趣味活動を通じ利用者同士の交流促進を図った。
- (3) 新規利用者に対し、利用後に利用中の様子や写真を添えたお礼状を送付した。家族へのアピールとなり、次回の利用につながり、利用者の増加につながった。

公益事業

平成25年度 在宅介護支援センター事業結果報告書

介護保険指定 岐阜県指定 第2170100123号

概要

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するとともに、要介護等の認定を受けた高齢者等が住みなれた場所で生活するために、利用者のニーズを各サービス実施事業者に伝えて、必要なサービスの理解を求めながら、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成し適切に介護サービスの提供を図る事が出来た。

特に、日々の実践のなかで、様々なニーズに応えるべく、広く関係機関・各事業所等と情報を交換し、必要な知識を習得してケアマネジメントの質の向上に取り組むと共に、親切丁寧な相談支援を行うことにより、信頼される指定居宅介護支援事業所となるよう努める事が出来た。

1 居宅介護支援事業の内容 (介護保険事業)

- (1) 居宅サービス計画は、居宅介護支援専門員により要介護等の認定者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者及びその家族の希望を踏まえて居宅サービス計画を作成することが出来た。
- (2) 居宅サービス計画は、保険給付の対象になるか否か、その種類、内容及び利用料等

について高齢者又はその家族等に説明し同意を得る事が出来た。

- (3) 居宅サービス計画に位置付けたサービス等は、サービス担当者会議又は照会等によりその担当者から意見を求める事が出来た。
- (4) 居宅サービス計画は、介護認定審査会の意見又はサービスの種類の指定がされている場合は、その内容にそって作成する事が出来た。
- (5) プラン作成後は、月1回は利用者宅を訪問し、サービスの実施状況を把握し、必要に応じてプランを変更し事業所等へ連絡調整する事が出来た。
- (6) 要介護状態等の更新は、要介護認定等の有効期間の満了の30日前になされるよう援助する事が出来た。

2 介護予防支援事業（岐阜市地域包括支援センター東部からの受託事業）

平成25年度は、地域包括センターが大洞岐協苑内で開設されることに伴い、地域包括センターとの連携を一層緊密におこない、介護予防支援と居宅介護支援の連携強化を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて一翼を担えるよう推進する事が出来た。

3 要介護認定調査（岐阜市及び郡上市からの受託事業）

介護保険の更新認定に必要な訪問調査を1ヶ月あたり30件行なった。訪問調査後にすみやかに調査票を作成し岐阜市に提出した。また、調査員としての技術向上のため、岐阜市の実施する介護認定調査員研修に参加した。

平成25年度 岐阜市地域包括支援センター東部事業結果報告書

概要

岐阜市の委託事業である地域包括支援センターを平成25年度より受託しました。事業開始前には、岐阜市や地域との連携及び関係者との引継ぎを行い万全な状態にて開始できるよう努め、4月1日から本格的に事業を開始した。地域の高齢者が支援や介護が必要な状態又は認知症になったとしても、安心して在宅生活が送れるよう医療・介護・福祉・地域関係機関との連携に努めた。

また、地域包括支援センター内に設置する介護予防支援事業所では、介護保険の要介護認定で要支援の認定を受けた方に対し、要支援状態の維持向上及び悪化防止に繋がる介護予防ケアプランを作成し、関係各所と連携し在宅生活の維持に努めた。

1 地域に密着したセンターとしての取り組み

- (1) 岐協福祉会が開設するホームページの1頁に、包括支援センターの情報を掲載し、インターネット上からの情報発信を行なった。また、独自に作成した包括便り「のんびり通信」を年4回発行し包括支援センターの広報を行なった。
- (2) 平成25年9月より、第1・3週の水曜日をバロー芥見店、第2・4週の水曜日

をバロー岩田店にて、出張相談窓口を開設し相談に応じた。相談者数が増加するよう、立ち寄りやすく相談しやすい環境づくりを行った。

(3) 相談窓口用の資料の整理を行い、相談者が来訪しやすい環境づくりに努めた。

2 認知症高齢者に対するセンターとしての役割と支援策

(1) 地域住民を対象に「認知症サポーター研修」を年6回開催し、認知症の理解、望ましい対応方法及び認知症サポーターについての研修を行った。地域の小学校や中学校にはアプローチにとどまり、研修開催に至らなかった。

(2) 地域で開催されるサロンにて、介護予防や認知症予防及び脳トレーニングを実施した。

(3) 独居である認知症高齢者への定期訪問を実施した。また、認知症高齢者を介護する家族に対して専門医療機関の紹介及び診療の同行支援を行った。

3 介護予防事業に対する取り組み

地域の高齢者宅を訪問し、二次予防対象者の把握に努め介護予防教室等へ繋ぐことが出来た。介護予防教室やサロンに参加し、広報活動に努めた。また、独自に作成した包括便り「のんびり通信」にて、介護予防活動の周知を図った。

4 介護予防・日常生活支援総合事業

二次対象予防者（介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、岐阜市の基準を満たす方）に対して、岐阜市が主催する「転ばぬ先の運動教室（運動器機能向上）」「おいしく食べよう教室（口腔機能の向上）」「まめかな！元気脳教室（認知症の予防）」への参加を働きかけ、介護予防プランを作成し状態の低下防止に努めた。また、平成25年8月からは岐阜市介護予防・日常生活自立支援事業ケアマネジメント事業として受託契約となり、介護予防プランの作成について報酬が発生し、年間で44件の実績があった。

◎年間実績

転ばぬ先の運動教室	まめかな！元気脳教室	おいしく食べよう教室	予防プラン発生件数
15件	37件	42件	44件

なお、「おいしく食べよう教室」は前期にて終了した地域包括支援センターがあったため、平成25年度のプラン料は発生無しと決定された。

5 介護予防支援事業（介護保険指定 岐阜市指定 第2100100185号）

指定介護予防支援事業の適正な運営を確保し、要支援の認定を受けた高齢者等が住みなれた場所での生活を続けていくため、利用者のニーズを把握し、フォーマル・インフ

フォーマルな社会資源を組み合わせた介護予防ケアプランを作成し、適切な予防サービスの提供が図れるよう調整を行った。広く関係機関・各サービス事業所等と情報を共有し、必要な知識を習得して介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組んだ。

また、東部地域に事業所のある7ヶ所の居宅支援事業所及び近隣地域にある7ヶ所の居宅支援事業所（計14事業所）と業務委託契約を結び、一定数の予防ケアプラン業務を委託した。受託事業所とは連携を密にし、利用者の自立につながる介護予防ケアプランの作成に努めた。

平成25年度 介護付有料老人ホーム日野岐協苑事業結果報告書

介護保険指定 岐阜県指定 第2190100186号

概要

介護付有料老人ホーム日野岐協苑が行う指定特定施設入居者生活介護は、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴や排泄、食事、生活相談、健康相談など日常生活上の介護、機能訓練等施設サービスの適切な運営を確保するとともに、要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助に努めた。また、生きがいを持って生活が出来るように個別ニーズの把握に努め、ニーズに即したケアの充実に取り組んだ。平成25年度は地域の方々との交流をより深める取り組みを実践し、余暇活動の充実に努めた。

1 入苑者の生活についての実施事項

（1）施設サービス計画

施設サービス計画の作成には、入苑者及びその家族の希望並びに入苑者のニーズを把握し6月、12月を見直し月とし、カンファレンスを実施した。また、介護状況の変化に合わせたカンファレンスを適時実施し、適切なサービスの提供に努めた。

（2）介護サービス

施設サービス計画に基づき、入苑者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び入苑者の心身の状況に応じた適切なサービスの提供に努めた。

- ① 週に2回以上、その状態に応じた適切な方法により、入浴及び清拭又は部分浴を実施した。また、機械浴場においては観葉植物や風景画、癒しの音楽を流し、利用者様にゆったりと入浴していただけるよう環境を整備した。
- ② 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行った。
- ③ おむつ使用者には、形態別おむつの使用、定時・随時交換など適切な介助を実施。
- ④ 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に行った。
- ⑤ 入苑者の身の周りの整理整頓に努めるとともに、室内の換気及び温度調整に注意を払う等、よりよい生活環境の確保に努めた。
- ⑥ 衣類の洗濯を適切に行う等、常に清潔なものを着るよう注意を払った。

（２）機能訓練

入苑者の健康状態及び運動能力を把握し、個別機能訓練計画書を作成した。可能な限り健康の維持増進、ＱＯＬ（生活の質）の向上を目指し、医師、機能訓練指導員、看護職員等との連携を密にし、計画的な機能訓練を実施した。

（３）食事サービス

- ① 摂取状況を観察するとともに、栄養士、看護職員等との連携を密にし、適切な食事の提供を図った。
- ② 摂取困難な入苑者に対しては、食事形態の変更等、誤嚥事故を防止する取り組みを行った。また、咀嚼、嚥下機能を維持するため毎食前の嚥下体操や個別に応じた口腔ケアを実施した。
- ③ 代替メニューの提供を図るなど、個々のニーズに合わせる対応を行った。
- ④ 入苑者の嗜好を調査し、「楽しみ」となる行事食を企画し、季節感を取り入れた行事食、手作りおやつを提供した。また、誕生日となる方には昼食時、お膳の上にお祝いメッセージを付け、夕食前には誕生会を利用者と職員全員で行った。
- ⑤ 食欲がわく彩りと盛り付けに配慮するとともに、適時適温の食事の提供に努めた。
- ⑥ 健康管理のため水分補給に注意を払った。
- ⑦ 嚥下困難者にたいしては、トロミ剤の使用や、ポカリゼリー等の工夫にて摂取をすすめた。

（４）健康管理

入苑者の多様な疾患の実態を把握し、健康の保持増進を図るとともに、疾病の予防及び異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、常に主治医との連携を図るほか、必要に応じ専門の医療機関の診察を受ける等、健康管理に万全を期した。また、インフルエンザやノロウイルスによる感染症が、当施設において発生させないため衛生管理に一層の注意を払い、その拡大防止に万全を期した。

- ① 在宅療養支援診療所の診察 週１回実施（火曜日）
- ② 健康診断

入居前に健康診断を義務付けている。在苑の入苑者には１年に一度の機会を設け、同意を得て平成２５年７月に実施した。（内容：胸部Ｘ線検査、尿検査、血液検査）

③ 体重測定

隔月で実施し、増減について個人ごとにまとめ、増減の大きい方については、主治医、栄養士、介護職員等との連携を図り安定した体重維持に努めた。

④ 予防接種

入苑者に対してインフルエンザ予防接種を１１月に実施した。極力、接種を働きかけた結果、入居者全員の接種につながった。

- ⑤ 個々の排泄状況を把握し、健康管理を徹底するため、排便コントロール（下剤の調整）及び水分摂取量の管理などに細心の注意を払い、体調の変化に対応した。

(5) 職員の健康管理

- ① 健康診断 夜勤勤務職員 年2回実施、その他の職員 年1回実施を計画し、今年度は6月、1月に夜勤勤務職員への健康診断を実施した。
- ② 検 便 直接処遇職員 年2回(7月・2月)、その他の職員 年1回、栄養士 毎月 の検便を実施した。
- ③ 予防接種 感染予防への取り組みから、職員に対してインフルエンザ予防接種を11月に実施した。極力、接種を働きかけた結果、全員の接種につながった。
- ④ 腰痛予防 腰痛予防腰ベルトを配布し、職員の身体介護への負担を軽減するとともに、予防意識の向上に努めた。移乗用パワーリフターやスライディングシートを購入し、安全で安楽な移乗介助方法についての指導を行った。

2 会議等

(1) 定例会議

月1回開催し、事務連絡、各委員会報告、施設全体に共通する課題について協議し、サービス向上のためのシステム作りを行った。また職員全員に周知徹底を図り、意識の統一及び向上を図った。

(2) チームケアミーティング

月1回開催し、業務に携わる基本的な看護、介護、栄養等の知識・技術について、研究あるいは意見交換を行いケアの万全を期した。9月にはエアーマット、ポジショニング、体位交換について、外部から講師を招き勉強会を開催した。

(3) フロアーチーム会議

多職種による構成にて隔月で開催した。年間目標及び個人目標を掲げ、それに向けた企画、実施及び検討を行った。また、情報交換の場とし、業務の見直しに努めた。

(3) ケアカンファレンス

6月、12月を見直し月とし、ケアカンファレンスを実施した。また、介護状況の変化に合わせたカンファレンスを適時実施した。

(4) 行事委員会

月1回開催し、行事活動について協議し、月間及び年間計画の企画・実施について、趣味や希望を取り入れた計画を策定し別表のとおり実施した。地域交流を深める行事として、秋祭りを開催した。また、長森幼稚園の他に東海第2幼稚園園児らとのふれあいの場を設けた。

(5) 給食委員会

各職種より委員を選び月1回開催し、栄養士、委託先の厨房チーフ及び担当マネージャーとともに、献立や行事食に対する意見交換を行うとともに、委員から嗜好

調査、残菜調査及び摂取状況等の報告を受け、よりおいしく、食べやすい食事を提供できるよう検討を行った。

(6) サービス向上委員会

月1回開催し、利用者目線を基準に生活の質の向上について検討した。委員の自主的な提案により活気ある内容の会議となった。日頃の気づき、ひらめきを各委員会のポストに入れ、その意見を検討し、入苑者の生活の質の向上及び職場環境の改善に努めた。

(7) 事故検討委員会

年4回開催し、当月の事故報告書の再検討とヒヤリハットを検討、事例を分析し、再発防止につなげた。身体拘束委員会も併せて開催し、拘束廃止に向けた取り組みを検討した。また、必要時はその都度実施し、入苑者の安全に努めた。

(8) 感染委員会

年3回開催し、食中毒予防の取り組み（冷蔵庫点検、ポスター作り）インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症への対策（加湿対策、除菌対策）について協議、実施した。また、医療学習会を必要時開催し、医療における職員の知識向上とスキルアップにつなげた。

(8) 接遇委員会

年3回開催し、職員への意識調査アンケートや標語（スローガン）の作成を行なった。職員の言葉遣いや接遇の苦情については、苑全体の問題と捉え緊急に会議を開催し、対応策の周知徹底を図った。

(9) 防災委員会

年4回開催した。平成25年9月に落雷事故の被害を受け、改めて防災計画を見直し、必要物品の購入検討及び避難訓練計画の立案を行った。

(10) 安全衛生委員会

月1回、本部施設にて開催し、労働環境向上、労働災害事故予防についての話し合いを行った。職場の安全・衛生スローガンを各階に掲げ、年間目標とし個々の安全に努めた。また、4S活動を実施した。

(11) 入苑者懇談会

5月・8月・11月・2月に開催した。入苑者同士の交流、QOL（生活の質）の向上を図るため、入苑者と職員が意見交換を行った。

(12) 運営推進会議

8月、11月、2月に開催した。苑の事業報告や活動を紹介、地域の意見や他地域の動向について各委員（地域代表者、市担当者、包括支援センター、家族、入苑者）と意見交換を行い、より地域の方々との交流が深められる内容となった。

3 研 修

職員一人ひとりの資質の向上及び意識改革等を図るため、研修を実施した。

(1) 苑内研修

月に1回、実施される本部の研修会に参加できるようにした。また欠席者に対しては研修内容を回覧、確認を実施した。

苑内で実施する定例会議内にて時間を設け、医療学習会等の自主研修を行った。

(2) 苑外研修

各機関が企画した研修会に職員を派遣した。

複数事業所連携事業の開催する研修会への参加を行った。

介護職員資質向上事業より職員の派遣を受け、多くの研修に職員を参加させることができた。

4 非常災害対策

平成25年9月に落雷事故により全館が停電し復旧に5時間を要した。緊急連絡網にて全職員召集し大洞岐協苑にも応援を要請し、人員を増して非常対応を行なった。停電中は室内温度が上昇し利用者の体調変化に神経を使いながら対応した。また、日没により明るさが失われ、懐中電灯等で明かりを確保し安全に留意した。

避難訓練は4月・10月に実施した。特に10月の訓練では、落雷事故後ということもあり、職員が非常時にどう対応するか、どうすれば入苑者の安全を図れるかを学ぶため、避難計画を見直し実施した。また、消防設備の保全及び整備点検に努め、全職員が周知できるため、業者による講習を実施した。

5 建物及び設備管理

建物及び設備等の保守点検を定期的に実施した。また、よりよい生活環境の確保を図るため、日々清掃を実施した。

平成25年9月に起きた落雷事故で電気設備、消防設備、テレビ受信設備、水道ポンプ設備、インターネット環境設備に被害があり、修繕工事及び点検を行なった。

平成25年8月に施設の壁面上部に岐協福祉会のマスコットキャラクター（こころちゃん）の看板設置工事及び堤防道路交差点に野立て看板を設置し、日野岐協苑の存在を外部に対してアピールした。

苑庭では、入苑者家族の協力も得て季節折々の花を育てており、入苑者も花の世話おこない、苑外を散歩する機会も増えてきている。